

別紙様式第 2 号

水源環境林整備事業除伐施業仕様書

(適用範囲)

第 1 条 水源環境林整備事業除伐施業仕様書は、水源環境林整備事業により実施する除伐事業に適用する。

(施業区分)

第 2 条 除伐施業の区分については以下のとおりとする。

- (1) 不要雑かん木類の伐除……除伐(I)
- (2) 植栽木相互の競合緩和のための生育不良木・形質不良木を主体とする伐除……除伐(II)

(施業の実行)

第 3 条 施業の実行に当たっては、水源環境林整備事業標準仕様書によるほか次のとおりとする。

(1) 除伐(I)

ア 植栽木の生育に影響を与えるおそれのあるものは伐除の対象とし、それ以外のものについては、積極的に有用なものを保残・育成するよう留意すること。

イ 峰筋等の気象害のおそれのあるところや、沢筋等の急傾斜地で崩壊のおそれのあるところは、潔癖な伐除は行わないなど林地保全に留意すること。

ウ 病虫獣害の発生のおそれがある場合は、施業の実施時期等に留意するなど被害拡大防止に配慮すること。

(2) 除伐(II)

ア 植栽木の樹冠配置を考慮しつつ、林分の健全化に不要な生育不良木、形質不良木及び被害木等を主体に伐除すること。

(3) 共通事項

ア 伐除する本数等は水源環境林整備事業(除伐)調査表のとおりとする。

イ 施業の実行にあたっては、除伐木以外の植栽木を損傷しないよう注意し、地際付近で伐除するとともに、除伐木が、出水時の災害の原因とならないよう留意すること。また、かかり木となった場合は、安全な作業方法で適切に処理すること。

ウ 植栽木の幹に巻きついている「つる類」は、根引きまたは切断すること。

エ 歩道、作業道及び林道等の周辺は、除伐木が通行の支障とならないように注意すること。

(その他)

第4条 本仕様書に明示していない事項又は疑義を生じた取扱については、監督職員の指示を受けること。